

平成 29 年 11 月 15 日
海事局海洋・環境政策課

船舶の燃料油規制強化への対応に向けた技術的対応等を官民で検討します ～第 3 回燃料油環境規制対応方策検討会議を開催～

海事局は、船舶の燃料油環境規制強化に関し、関係者間で情報を共有し、官民連携した対応方策を検討するための会議を 2 月に設置しました。その第 3 回会合を 11 月 17 日（金）に開催し、規制に適合しない燃料油の不正防止対策等を検討します。

国際海事機関(IMO)において、2008 年に海洋汚染防止条約が改正され、国際的に船舶の燃料油に含まれる硫黄分濃度を現状の 3.5%以下から 0.5%以下とする規制が強化されることとなりました。規制の開始時期については、昨年（2016 年）10 月に開催された IMO の海洋環境保護委員会で 2020 年 1 月と確定しました。

海事局では今年 2 月に海事関係業界との情報共有などを行う「燃料油規制対応方策検討会議」を立ち上げ、関係者間で情報を共有しながら、規制の円滑な導入に向けて取り組んでいるところです。

今月 17 日に下記のとおり第 3 回「燃料油環境規制対応方策検討会議」を開催し、規制に適合しない燃料油の不正防止対策等について、海運業界、関係業界等と情報交換、意見交換を行う予定です。

記

1. 日時：平成 29 年 11 月 17 日（金） 15:00～16:30
2. 場所：合同庁舎 4 号館 12 階 1214 会議室
3. 議題：規制に適合しない燃料油の不正防止対策、スクラバーの性能の検証 等
4. 構成メンバー：別紙のとおり
5. その他
 - ・会議については傍聴不可、カメラ撮りは冒頭のみとします。
 - ・カメラ撮りを希望される方は、別紙様式に必要事項を記入の上、11 月 16 日（木）正午までに別紙 FAX でお申し込みください。当日は 14:50 までに会場入口にお集まりください。

【問い合わせ先】

海事局 海洋・環境政策課 河合、谷口、宮坂
（代 表）03-5253-8111（内線）43-902、43-933、43-926
（直 通）03-5253-8118（F A X）03-5253-1644